

## 第139回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年6月15日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)  
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番  | 馬 場 治   |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美   | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆幸  | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔   | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 2番 前 田 福 夫
- 5 その他の出席者
- |                  |                 |         |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課    | 課 長             | 藤 井 大 地 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃                | 課長代理 (課務担当)     | 伊 藤 誠   |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)    | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長             | 松 川 敦   |
| 〃 振興企画室          | 室 長             | 小 野 淳   |
| 東京海区漁業調整委員会事務局   | 事務局長            | 米 本 武 史 |
| 〃                | 主 事             | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 4番 関 恒 美 5番 鈴 木 正 明
- 8 報告事項
- (1) 第57回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
  - (2) 令和3年度小笠原地区共同漁業権の海区漁場計画(素案)について
- 9 議 案
- (1) 東京都資源管理指針の一部改正について(知事諮問)
  - (2) 漁業法第14条に基づく東京都資源管理方針の変更(「別紙 まさば及びごまさば」の策定)について(知事諮問)
  - (3) 漁業法第16条に基づく知事管理量の設定(まさば及びごまさば)及び変更(くろまぐろ)について(知事諮問)

- (4) 八丈島近海漁場の浮魚礁設置事業実施計画について（承認）
- (5) 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について

10 その他

11 議事事項  
(午後2時 開会)

事務局長	<p>出席状況の報告。本日は、2番の前田委員が欠席。13番の山下委員はウェブ参加ということで、定数15名のうちの14名の出席。</p> <p>今回、対面開催のため、各委員の紹介。続いて、その他の出席者の紹介。資料の確認。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>前回138回は、オンラインと電話の会議で1回目として議題も多かったものから、2時間の長丁場になってしまつて、皆さん大変お疲れだったのではないかと思ひます。リモートで話していくというのはかなり難しいなど感じておりました、できれば対面でできないかという希望があったのですが、今日は島しょセンターに集まつての開催となり、皆様、多数のご出席で大変ありがたく思つておりました。</p> <p>また、新しく新任された委員の皆様ともご挨拶の機会を得られましたこと、大変感謝しております。</p> <p>早速議事を進めたいと思ひますが、本日の議事録署名人をお願ひしたいと思ひます。順番ですけれども、4番の関委員、そして、5番の鈴木委員にお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、早速報告事項(1)から、事務局からお願ひいたします</p>
事務局長	<p>それでは、今年度の全漁調連の通常総会について、報告します。</p> <p>今回書面決議ということで会議は終わつてございます。</p> <p>中央要望活動の結果でございますが、新型コロナウイルス感染症のため要望活動は実施しなく、8月に要望書を郵送ということになってございます。</p> <p>それから、次期総会の開催地につきましては、来年度は宮城県、それから事務局につきましては、現在、既に長崎県から静岡海区に変わつてございます。</p> <p>役員選出につきましては、前回有元会長、監事になるということでもう決定されてございます。</p> <p>70周年記念大会については、新型コロナの関係で1年繰延べになりましたが、開催は中止で、再々延期もしないということになってございます。表彰行事の開催が中止ということで、記念誌を作成するということになってございます。東京海区からは水産庁長官の感謝状という形で、有元会長、田中会長代理、井上委員、岩田委員、前期委員から菊池委員、小島委員の6名になります。</p> <p>ブロック会議、東日本ブロックにつきましては、東京都が監事県になってござ</p>

	<p>います。このような状況でどのような形で開催できるか、今、事務局として全漁調連も含めて検討中でございます。また、決まり次第皆様方にお諮りしたいと思います。</p> <p>中央要望活動について、ピックアップして説明したいと思います。</p> <p>「1 クロマグロ資源の適正利用」につきましては、遊漁者及び遊漁船業者に対して、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入をすることを要望する。</p> <p>それから、「カツオ資源の適正利用」ということで要望になってございます。</p> <p>それから、「沖合漁業の操業秩序の確立」でございます。VMS設置を義務づけ、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合、水産庁による指導取締りを強化、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を報告すること。なお書きですが、VMS航跡情報の運用活用については、当初の設置目的にとられることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のためにも許可条件とするなど国の責務として積極的な改善を図るということによって要望する予定になってございます。</p> <p>「改正漁業法における資源管理措置等について」ということで、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく、漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮することと要望することになってございます。</p> <p>同様に、遊漁者の管理についても数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めることとになってございます。</p> <p>続きまして、外国漁船問題等についてですが、さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築。それから、放置されたさんご網漁業による漁場回復対策の充実、強化をすることとになってございます。</p> <p>それから、「外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保」ということで、さんご密漁船や大和堆などで外国漁船の違法操業の取締りについては、海上保安庁及び水産庁の取締船、これらの増隻や人員増による拡充、強化を図る。</p> <p>それから、「被害の救済」ということで、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化することとになってございます。</p> <p>それから、「海洋性レジャーとの調整等について」ですが、スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導、普及啓発を強化することというものがああります。</p> <p>今年度の役員ということで、有元会長が監事ということになってございます。一応、以上でございます。</p> <p>会長</p> <p>全漁調連関係の報告を頂きましたけれども、ご質問ございますでしょうか。総会としては書面決議で終わりますので、要望事項についても郵送で各所へ送られるという形になります。こちらはよろしいでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、小笠原地区共同漁業権の海区漁場計画（素案）について、事務局、お願いします。</p> <p>事務局長</p> <p>では、報告事項2ということで、海区漁場計画（素案）とになってございます</p>
--	--

水産課	<p>が、水産課からご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項の（２）ということで、来年の２月２日に小笠原地区に漁業権の切り替えを予定しております。その準備を進めているところですが、それについてご説明いたします。</p> <p>昨年１２月に漁業法が改正されまして、漁業権制度についても若干規制改革の手が入ったわけですが、大きく変わったのが定置漁業権と区画漁業権でございます。共同漁業権につきましては、基本的にこれまでどおりという形になってございます。</p> <p>まず、漁業法の改正に伴いまして、手続についても若干変更がありました。漁業権の透明性や公平性を今よりも担保するという趣旨から、利害関係人から意見を聞くという手続が加えられたところです。これが７月上旬から開始されまして、１カ月間かけて意見を聴取するという手続が新たに加わっております。</p> <p>これまでも公聴会などによって一般からの意見聴取というのは行ってきてはいるのですが、法律改正によって海区漁場計画の案を策定する前に利害関係人からの意見を聞きなさいと。聞き方としてはいわゆるパブリックコメントのような形で聞きなさいということで手続が新たに加わっております。</p> <p>海区委員会の意見につきましては、夏頃正式に知事からの諮問という形で聴取いたします。パブリックコメントにかける素案という段階なので、報告事項の中で説明するという形をとらせていただいております。</p> <p>また、これまで漁場計画と呼んでいたものが、法律上、海区漁場計画という名称に変更になっております。原則的に海区漁場計画につきましては、１つの海域に１つの海区漁場計画を策定するという原則になっております。</p> <p>また、６月２日から７日にかけて父島、母島にお邪魔いたしましてご意見またご要望を伺ってまいりました。これらのことを踏まえまして、海区漁場計画の素案を策定したところでございます。</p> <p>要点につきまして、皆様に説明したいと思います。</p> <p>漁業の種類、名称、また、漁業の時期ですけれども、いせえび漁業からしらひげうに漁業まで変更がございません。今回は、なまこ漁業を新たに加えるという素案になっております。今後、小笠原地区に生息しているなまこの活用方法を検討してまいりたいということで、新たに加えております。</p> <p>また、次に、存続期間ですけれども、通常であれば１０年間の免許ということになりますが、先ほど触れました漁業法の改正によりまして、海区漁場計画は海区ごとに作成するという趣旨から、今回に限って令和５年８月３１日までの約１年７カ月の短期免許ということで、満了の時期を伊豆諸島地区と合わせるという方向で考えています。</p> <p>次に、免許予定日ですが、来年、令和４年２月２日に新たな漁業権を免許することになっております。</p> <p>また、次の申請期間ですが、令和３年１１月１日から３０日までということで、これは１０年前の切替えの時と同じ時期に申請期間を設定しております。</p> <p>ポイントとしては、これまでの漁業権を基本といたしまして、第一種につきましてはなまこ漁業を加えたということ、２点目としまして、免許の期間を約１年７カ月の短期免許としたという点。３点目は、各日づけの更新です。以上３点が</p>
-----	--

	<p>今回の素案の概要となっております。</p> <p>先ほども触れましたが、7月に利害関係人の意見聴取を行いまして、8月には利害関係人から寄せられた意見を踏まえまして、海区漁場計画の素案ではなくて案を策定いたします。そして、9月の委員会に海区漁場計画の案ということで諮問をしたいと考えております。その諮問を踏まえまして海区委員会におかれましては、公聴会を開催いたしまして、答申を提出していただくという流れになります。</p> <p>海区漁場計画につきましては、切替えの3カ月前までに公表しなさいということが法律で決まっておりますので、遅くとも10月中には公報に登載しまして、公表したいと考えております。それ以降は、事務的な手続となりますが、これまで同様に免許申請を行うに当たっては、関係する漁業協同組合につきましては、臨時総会を開催する必要がございますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で海区漁場計画の素案と今後のスケジュールを雑ぱくでございますが説明いたしまして、切替えに当たりましては、操業に支障のないように円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。私からは以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問ございますでしょうか。特に小笠原の委員からいかがでしょうか。</p>
11番委員	<p>先日来ていただいて、たたき台を作っていただいたので、それが通ればありがたいなと思います。よろしく申し上げます。</p>
6番委員	<p>同じように詳しく説明していただいたので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>では、進んでいるという話で。利害関係人の意見聴取1カ月とか公聴会とか、これも、前回からやられていることなのですか。</p>
水産課	<p>これまでは知事が海区委員会で諮問をして、その諮問に基づいて海区委員会が公聴会を開きまして、関係者からの意見を聴取して答申に反映するという流れだけだったのですけれども、今回は一応利害関係人という名称で、国の趣旨としましては、なるべく広く意見を集めて、そして、海区漁場計画に反映しなさいと、そういう趣旨の法律の立てつけになりましたので、7月の1カ月間をかけてパブリックコメントのような形で意見聴取を行って、計画案に反映させてもらいたいと思っております。</p>
会長	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
3番委員	<p>公聴会ですが、これは現地のほうで開くのか、それとも都内で開かれる予定なのか、その辺を。</p>
水産課	<p>従来、小笠原地区の公聴会は現地の小笠原で開催しております。ただ、このコロナの状況ですとか、そのときの状況に応じて事務局と相談しながら柔軟に考えていこうと思っております。</p>

会長	様子を見て現地に行ければ現地でやるし、できなければ別の方法を考えると。
水産課	はい。
会長	ほかにご質問ございますでしょうか。 では、報告事項でその他はいかがでしょうか。
事務局長	特にないです。
会長	では、報告事項は終わりました、議事を進めたいと思います。議案の1から「東京都資源管理指針の一部改正について（知事諮問）」をお願いします。
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。
会長	ありがとうございます。新たに小笠原地区のソデイカを追加という形なのですが、いかがでしょうか。何かご意見はありますでしょうか。
11番委員	打ち合わせをしながらいろいろ、どれを資源管理でやっていったらいいのか、また、漁師さんの生活の部分があるので、厳しい部分もあるのですが、ソデイカを夏の間止めようという感じで話し合っ
会長	ご意見がなければ、この資源管理指針の一部変更を決定したいと思います。 続きまして、議案の(2)です。「漁業法第14条に基づく東京都資源管理方針の変更（「別紙 まさば及びごまさば」の策定）について（知事諮問）」です。 また事務局からお願いします。
事務局長	【資料2】の諮問文朗読
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。
会長	ありがとうございました。先ほど資源管理指針ということでしたが、こちらは資源管理方針、漁業法の改正によって表現が変わっています。ご意見はございますでしょうか。特定水産資源として、クロマグロの小型、大型とマサバ、ゴマサバでしょうか。
水産課	はい。そういうことでございます。
会長	今、国の方はTAC魚種を増やそうとしていますね。そうすると、これは増えていくということになるのですか。
水産課	TAC魚種になっていけば、こちらに別紙という形で具体的な管理方策として追加するという形になると思います。
会長	すごく増えてくると、別紙がたくさんついてしまいそうな気がするのですが。今回は、マサバ及ゴマサバの太平洋系群が加わったと。原案どおりでよろしいで

委員一同	<p>しょうか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして議案の3です。「漁業法第16条に基づく知事管理量の設定（まさば及びごまさば）及び変更（くろまぐろ）について（知事諮問）」。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>【資料3-①】の諮問文朗読。</p> <p>続いて、【資料3-②】の諮問文朗読。</p>
水産課	<p>【資料3-①】の諮問文以降、説明。</p>
会長	<p>マサバ及びゴマサバについての説明で、現行水準を増やさないということで。何かご意見はございますか。</p> <p>管理の手法として現行水準以上に増やさない、他にどんな手法がオプションとしてはあるのですか。私は変にTACだとかABCだとか言われるよりは、このほうが分かりやすくいいなという気はするのですが。この漁獲量を増やさない、今以上増やさないというのと船の隻数というところで動かさないという判断ですか。</p>
水産課	<p>現行水準以外の管理の方法ということでよろしいですか。これは、まさに数量管理そのものになります。目安数量という言葉になっていますけれども、こちらが現行水準ではなくて数量管理になりますと、絶対的な数量管理になります。</p> <p>従いまして、オーバーした場合には罰則が適用されますが、一方で留保枠からの追加配分が可能となったりと、今、クロマグロと同じような厳格管理になります。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。ご意見がなければ、決定します。続きまして、クロマグロについてお願いいたします。</p>
水産課	<p>【資料3-②】の諮問文以降、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。クロマグロの大型魚、小型魚についてご意見があればお願いいたします。</p>
10番委員	<p>数字がよく分からないので聞きたいのですが、追加枠の1トンというのは、最後の3月いっぱい残ったものを配分してと。</p>
水産課	<p>国からの今回の再配分ですが、これは昨年度の残りであるとか、そういったものを集めて配分するというのが今回です。</p> <p>漁期中に各県で操業して、各県の余らせた枠、その必要ない分をまた再配分するというのは年末や年度末ぐらいにあるので、その機会は別途あります。</p> <p>これは、去年の使い残した枠、留保枠です。国際的なルール等に基づいて関係</p>

	<p>県に配分するというのが今回の追加配分ということでご理解いただきたい。</p>
4番委員	<p>いつまでに消化するのですか。</p>
水産課	<p>来年の3月いっぱいです。</p>
10番委員	<p>今年の3月いっぱい東京都で使い残した枠はあるということですよ。</p>
水産課	<p>はい。</p>
10番委員	<p>それは、今回のこの8トンの中にカウントされているのですか。それとも、あるいはもう1回国に返して、国でまた再配分されたものが8トンとしてきているということなのですか。</p>
水産課	<p>考え方としては、東京都で残した枠で、次の時期に繰り越せる枠の上限というのは決まっているのです。その範囲内で今年度に追加配分ということです。</p>
10番委員	<p>そうすると、昨年度の残った枠というのは、大体数字的にはどのくらい残ったのでしょうか。</p>
4番委員	<p>残っていないよね。</p>
水産課	<p>9割近くとっていますので、余りはなかったと。</p>
10番委員	<p>残りの1割という数字は、国に返されるのですか。追加分として入っているのですか。</p>
水産課	<p>はい。</p>
10番委員	<p>そのときに残った数量というのはどこに行ってしまうのかというのが、質問の中身です。</p>
水産課	<p>この3月いっぱい残った枠の10%を翌年度に繰り越せることになっています。</p> <p>それ以外に2015年から2019年の実績の中で最大値の97%に当たるものを追加配分に含めるというものがあります。それから、前年度の消化率で8割を超えたところには追加に配分しますよというルールができました。それを全部合わせた配分でございます。</p>
10番委員	<p>分かりました。余ったら国に返してしまうのかなと思ったのです。</p>
水産課	<p>国に返すというか、またもらう権利をこちらも持っているのですが、TAC管理ということで、もう一度国から再配分、追加配分というスタイルをとります。</p>
10番委員	<p>はい。分かりました。</p>
会長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>

1 番委員	いいですか。マグロについて、浮きはえ縄の委員会指示というのは、ひき縄船を守るための委員会指示だから、そのところはちゃんと忘れないで。はえ縄船にちゃんと委員会指示を守らせる、他県船のジャンボ船が入ってくるのも、ちゃんと地元のひき縄船を守ってほしいということですよ。
水産課	はい。分かりました。
1 番委員	お願いしますよ。それと大間のほうもちゃんとやってください。
水産課	はい。
10 番委員	これはひき縄だけの問題ではなくて、はえ縄にも関係してくる話だと思うので、最後に質問しようと思っているのですが、ちょっと関係がある話だったので、最後のほうにこの問題は話したいと思います。その他でお願いします。
会長	ここでは知事管理量の設定として、マサバ及びゴマサバ、そしてクロマグロの変更について、このまま決定してよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは決定します。 浜川委員は、また改めてお願いいたします。 続きまして、議案（4）「八丈島近海漁場の浮魚礁設置事業実施計画について（承認）」事務局からお願いします。
事務局長	【資料4】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。八丈島の浮魚礁の更新です。6基のうちの第1浮魚礁の更新でございました。いかがですか。何かご意見があれば。
1 番委員	実際的に入れる時期がちょっと短いものでやっぱり余裕を持って1年目に作って、2年目に天気を見て入れるということで、長引くことが何回もあったので、そういう形になっています。
会長	ありがとうございます。
1 番委員	中層は駄目ですね。沈んでしまったら魚が釣れないのですよ。だから、浮いたままで絶対沈まないというので、今回はなるべく沈まないようなものをお願いしたのです。
10 番委員	沈む原因というのは、かきとか付着物ですか。
1 番委員	潮です。
10 番委員	潮ですか。

1番委員	100メートルぐらい沈むのですよ。
4番委員	もともと沈むやつでしょう。
1番委員	うん。100メートルぐらい沈めないと切れてしまうのですよ。だから、どこまで沈むかというところすごく沈みますよ。3ノットぐらい行くと100メートルぐらい沈んでいる。
会長	今回は、オンラインですが、山下委員、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に、ご意見もございませんので、決定したいと思います。
委員一同	異議なし
事務局長	では最後の議案（5）です。「小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について」、事務局からお願いします。
会長	【資料5】に基づき説明。
会長	何かご意見ございますでしょうか。本日、午前中に海面利用小委員会が開かれています。岩田委員から報告をお願いします
3番委員	今日、海面利用小委員会を開きまして、委員、専門委員の釣り団体さんのご意見も聞いています。地元からぜひ継続をお願いしたいというご意見もございました、専門委員の方からも特に異議ないということでございましたので、ご報告をさせていただきます。
会長	ありがとうございました。午前中の海面利用小委員会で異論なしということになっております。 それでは、この形で決定をいたしますが。
委員一同	異議なし
会長	これで予定した5件が終わりました。その他でありますか。
10番委員	クロマグロのことで、操業の在り方というところで皆さんに報告したいと思っています。 まず、はえ縄の操業です。これは、協議会との協定をどう作っているかというのをもう一度確認してもらい、はえ縄のほうに規制にちゃんと則って操業していただきたいということをまずお願いしたい。度々、これは違反操業です。もう瀬の上を操業しているというのは。瀬の上を、5隻ぐらい操業してやっていると。これは去年の12月ぐらいから常態化しているのです。瀬の上をずっとやっている。もうひどいときはもう11隻、この瀬を操業していたという事実があります。 もう1回この協定の確認をしてもらって、初めてではないので強い指導をしていただきたいというのがお願いです。承認の取り消しというところまで踏み込んだ指導をしていただけないものかどうかというのを水産課のほうにお願いした

	<p>いなど。</p> <p>あともう1点、千葉県の問題、はえ縄の問題として、御蔵の近海に漁場が形成されたときに、島から1マイル以内に、10隻近くはえ縄を打っているのですね。御蔵の1マイルのところを西に向けて。それが三宅の方向に向かって。この御蔵三宅地区に関しては、ひき縄の操業船がいた場合には、協定の中身はもう無視されてしまうのですか。操業中にも関わらず、縄を入れていったという状況もありました。その辺もちょっと、もう1回確認してもらって、事実確認をしていただいて、そういった違反があるということであれば、今後、もし同じような操業をした場合には取り消しをするよという強い指導を千葉県の船にもお願いしたいなと思います。</p>
5番委員	<p>よろしいでしょうか。新島の漁協でも、今の件については今年操業した船から同じような意見が出て、ここで委員会の席で言ってくれないかということはおっしゃっております。</p> <p>よくテレビで観る、大間みたいにきっちり時間制限するとか、お互いにうまくやる方法ができればいいなと思うのですが。</p>
4番委員	<p>夕方から御蔵ではえ縄をやるのです。三宅では、夕方でも、地元の船がひき縄船がやっているからと縄はやめている。みんなに言ってやめろと言っているのですが、その中でジャンボ船が帰った後、夕方になると、また縄をやり始める。</p> <p>ひき縄船をやっているところで、要するに、縄はやるなって。東京都の地元の船はもう縄はほとんどやっていないのだから。</p>
1番委員	<p>承認は何海里となっているのか。</p>
水産課	<p>承認の制限の中では、3マイル以内であればまずやっていけない、浮きはえ縄はやってはいけないというルールになっております。先ほど、御蔵から1マイル位のところから入れているということなので、そのとおりであれば、指示違反だと思っております。</p> <p>また、もう1つ、中黒瀬の瀬の上にはえ縄をのせているということで、それも委員会指示の違反になります。</p> <p>それにつきましては、今日は取締担当も来ておりますし、漁場の監視をしながら事実関係を明らかにして、厳正に対処したいと思います。</p>
10番委員	<p>事実関係は確認しているので、やっているのは間違いありません。今後のことなのです。もし同じような操業をした場合に、この承認の取り消しを検討した指導をしてもらいたいなというのが、私の要望です。1回や2回ではないのです。</p> <p>たまたま証拠の写真が撮ってあるのですが、暮れから同じような状態でやっているのです、瀬の上を。</p> <p>漁師からすれば、本当に情けない話で、こういったことをいちいち規定しないと規制を守れないのかというのが、もう我々からすれば本当に情けない話でね。</p>
会長	<p>委員会指示の問題、協定の問題、違反の問題、複雑になりかけています。</p>
10番委員	<p>あと、長くなってしまうのですけどいいですか。この問題はまた次の機会に水</p>

	<p>産課の方は言ってもらおうということで。</p> <p>それで、今度また別。先ほどの千葉県船のはえ縄の問題なのですが、青森から枠をもらって操業していたようです。3月の始めぐらい。県同士で枠の融通をしあって、それで、その枠を使って、千葉県ははえ縄とひき縄をやっていたということらしいのです。その関係性で青森県の船も一緒に、こっちの東京都の海域のほうに来たということらしいです。お互いの県の枠の融通はいいと思うのです。何でもある、サバでもこういった融通というのはやっているのでもいいと思うのですが、それはお互いの海域のところでやるのが、初めて成立する話ではないかなと思うのです。</p> <p>これは普通、他県からもらった枠を、よその東京都の海域に来てそれを使っているというのは、我々としては納得できないです。その辺をもう一度千葉県の海区委員なりに申し入れをするべきだと思います。東京都の海域に呼んで枠を使うということは遠慮願えないかということ、千葉県、青森県には伝えたほうがいいのではないかな。</p>
<p>会長</p>	<p>広域漁業調整委員会のキンメダイでもいつも話題になるのです。そこで私が言ったのは、どうして東京の海域でとったものを、千葉県とか静岡県とか、そちら側の実績になるのか。それをやっている限りは、どこでどれだけとったという、正確な資源評価の数字にならないと思う。多分、クロマグロも同じだと思う。どこでとったから、どこがこう管理しなければいけないに進まずに、漁業者の出身場所で、資源評価を決めてしまっているところが問題なのだと思う。今の水産庁のやり方はですね。これからどうしたらいいのかということを含めて少し整理いただきたい。</p>
<p>水産課</p>	<p>はい。まず、委員会指示の規定の違反につきましては、それは明確といえますか、条文、規制の中にも明記されていることですから、それは厳正に対処していきたいと思います。</p> <p>また、それを対処するに当たって、整理は必要の段階になりましたら、また皆さんにご相談しながら進めていかなければいけないと思います。</p> <p>あとは、ルールですね。委員会指示の中で、地元のひき縄等、地元の漁業を優先するという委員会指示になっております。その徹底を今一度図ってほしいと思っております。あとは、必要なところにつきましては、また今後、いろいろ準備に取り組んでまいりたいと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>あまり問題がこじれて行く前に整理していただいて、どの方向に進むかということ、何を提示していただければありがたいと思います。</p> <p>いかがでしょう、ほかにも発言あれば。</p>
<p>10番委員</p>	<p>次の問題というのは、枠の配分の問題です。はえ縄とひき縄で調整をしながらやっているのですよ、お互いに連絡を取りながら。ひき縄だとあと何本で8割を超えるからやめようということで。今年もほぼ8割に近いところで、もうみんなやめようということで、港に帰ったのです。しかし、1隻だけ、ひき縄からはえ縄に変えて、キハダを釣りに行くということで操業に行ったのですが、結局、クロマグロを揚げてきた。この枠の使い方の問題として。何らかの形でそ</p>

	<p>の止めることができないかどうか、この海区の中で規制をかけられないものか検討してもらえないかということです。</p> <p>もう1つ、最後に、水産課にお願いは、最後の追加枠を国の配分が来るではないですか。あれが他県から比べると遅い気がする。なので、これを早く追加配分をやってもらえないか。多分事務手続きだと思いますが。知っている限り一番早いのは和歌山です。</p>
4番委員	静岡も早いよ。
10番委員	だから、漁業の多い県が早く配分が来るのか。弱いところは最後なのかということがちょっと疑問としてあるのですが。
1番委員	水産庁は一斉に出すのでしょうか。
水産課	そうです。
1番委員	東京都が受け取って出すのが遅いだけではないの。
水産課	<p>こちらでもできる限り早くやっているのですが、国から配分を受けて、皆さんにお使いいただくまでには幾つか事務的な作業があって、それでタイムラグが生じてしまうという点は、なるべく短くしたいとは思っております。</p> <p>昨年度の反省点を踏まえ、その事務的な期間をなるべく短くできるように、国の枠の配分方法を参考にしながら、見直してまいりたいと思います。</p> <p>具体的には、事前に増枠については委員会の審議を省略して、事後承諾で済ませるとか、何かしらの方法で、少しでも、1日でも早くお使いいただけるような形を作ってまいりたいと思います。</p>
1番委員	もう出るのがわかっているのだから。1回目の増枠のときに、去年はこうしたので、今回はこうやると委員会指示で先に決めとけばいいかと。
水産課	それは、事前にお諮りして決めておきたいです。
1番委員	そのほうがいいと思いますね。最初から毎年出てくるのですから。
10番委員	その静岡県と和歌山県がどういうやり方でやっているか参考に。
水産課	ちょっと聞いてみます。
4番委員	多分委員会やっていないよ。後で委員会をやるようになっているのだよね。だから早いのだよ。
会長	もう3月末の最後の段階の話ですから、そろそろこの時期に来るなどかいろいろなことを分かってきていると思うのですね。最終的なところなので。
水産課	最初から決めておけばいいということですか。
会長	こうなればこうなるというものをあらかじめ決めておく位のことで、時間をか

	<p>けないで通知しないと取り残しが多くなってしまふ。</p>
1 番委員	<p>それをやっておけば、水産課も怒られなくて済むのだよ。だんだん苦しむようになるよ。</p>
10 番委員	<p>先ほどの8割超えのやつも検討しておいてください。何らかの形で指導ができないかどうか。8割超えでも操業に行っている船について。</p>
水産課	<p>はい。</p>
10 番委員	<p>なんか工夫できないか。今年の操業の仕方をすごく戸惑っているのです。みんなが操業をストップして帰ってきている中で、操業に行くとったというので。</p>
1 番委員	<p>それは、だけどさ、みんな一斉に上がってこいというだけだけど、それは漁協も言わないと。俺は口出しませんよ。そのひき縄のトップが全部取り仕切っているわけ。</p>
10 番委員	<p>部会を立ち上げて、部会長がやめてくれという申し入れをしたのですが、今年はそういった操業をしてしまったもので。</p>
1 番委員	<p>うちは、他の魚の決め事でも、守らなかつたら全部没収。漁師で決めて漁協が没収してというのが。ひき縄部門もあるし、底釣り部門もあるから、その中で全部決めていきますから。</p>
会長	<p>リモートの会議ではなかなか意見を言い合えることはないですから、いい機会ではあると感じております。水産課に宿題は出ましたけれども、どう対応するかという方向を含めて検討を始めていただければと思います。 もう1つその他があります。</p>
事務局長	<p>事務局から。その他ということで、今年の3月16日に有元会長が委員になっております太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示が発令されております。内容につきましては、「クロマグロの遊漁者に対する委員会指示」でございます。 まず、クロマグロの小型魚、30キロ未満は採捕禁止ということで、採捕した場合は直ちに放流しなさいということになっています。それから、大型魚につきましては、30キロ以上ですが、釣った尾数、総重量等を報告するという報告義務が課せられております。 この指示は既に3月に発令はしております。しかし、個々の遊漁者は団体としてまとまっているわけではないため、十分な周知期間が必要だということで、6月1日から指示が有効になっています。 次に、指示の内容です。特に、クロマグロ（小型魚）の採捕の制限ということで、30キロ未満については直ちに海中に放流しなければならない。それから、大型魚については、10日以内に水産庁の沿岸・遊漁室に報告しなければならないとなっています。 水産庁では、チラシあるいはポスターという形で、まだ作成中のようですが、遊漁者や遊漁船の業者の方に、今後水産課から指導があると思います。</p>

	<p>大型魚を釣った時は、国のホームページやスマホのウェブサイトから、直接国に報告を行うことの説明でした。水産課から何か補足があれば、お願いいたします。</p>
水産課	<p>こちらが水産庁からのチラシの見本になります。水産課に届き次第、遊漁船、遊漁者団体あるいは都内のマリナー等に協力を頂き、周知徹底を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>水産庁のチラシは困ったもんだ。大きいやつをどんどん釣れということですよ。これではまた、遊漁が増えるよ。</p>
10 番委員	<p>午前中の海面利用でも出したのですが、多分、これでは、遊漁者にお墨つきを与えたようなものなので。クロマグロが釣れるのであれば、多分遊漁者は堂々と釣りに来るのだろうかと懸念します。</p>
4 番委員	<p>日本の国というのは何を考えているか分かんない。</p>
1 番委員	<p>これ分かんないよね。</p>
水産課	<p>そうした懸念は、今後、会議等を使って伝えていきたいと思います。</p>
1 番委員	<p>いや、何言っても駄目。事故があっても助けられないよ。そうになってしまうよ。</p>
4 番委員	<p>また問題になるので申し訳ないのですが、ジグでキハダを釣りに、小さいボートが何隻も来るんですよ。ほとんどが土日に来る。取締りをやったのだけど、こませの使用ではないから捕まえられない。魚が一番集まっているところに、ボートが入ってしまうから、ジャンボが引っ張れない。だから、これをどう対処していくのかをやっぱり考えてくれないと商売になりません。ぶつけてぶっ壊したら、こっちが捕まってしまうからね。水産課のほうで何とか対応するなり考えてください。よろしく申し上げます。</p>
7 番委員	<p>先ほどの小委員会で同じことを言っていました。</p>
4 番委員	<p>多分大島もそうだと思うよ。</p>
1 番委員	<p>今までは少し遠慮していたのだけど、このチラシのように釣っていいということになれば釣るよ、これ。大きいやつには認めるってことで。</p>
10 番委員	<p>航行区域で規制をかけたかどうかという話も出ました。</p>
4 番委員	<p>あんな小さなボートで、航行区域を出すこと自体馬鹿だよ。本当に国のやっていることは駄目だよ。</p>
10 番委員	<p>それは国のほうに検討してもらわないといけない話なのです。そういう話も午前中の会議に出ました。</p>
4 番委員	<p>本当にそうですね。ひき縄が操業できないのだから。</p>

7番委員	5トン未満もかなり出てきますよね。
4番委員	問題はいっぱいありますよね。
会長	お知らせが来ましたということで。
7番委員	これマリーナとかそういうところだけじゃなくて、釣り船だとかそういうところにも配ったほうがいいと思います。
水産課	基本的には、周知の義務を含めると国のほうがやるべき話で、我々ができる範囲でやっていきます。
1番委員	配らないほうがいいと思うよ。
7番委員	これでは完全に釣っていいですよということになっているもんね。
10番委員	今までクロマグロに関しては、こういった規制がかかっているということで、プレジャーボートも何か遠慮していた節はありますよ。だけど、このチラシを見ると、もう30キログラム以上は釣っていいよという中身になっている。逆に、堂々とやるようになる。
7番委員	さっきも言っていたではないですか。自分たちが操業しているところに入ってきて、ジグを投げていると言っていましたもんね。
会長	太平洋広域は、3月16日もオンラインでやっている。多分それでさらっと流れてしまったようです。また、秋、9月頃にあるかと思います。 最後になりましたが、次回開催予定について。
事務局長	では、次回、第140回ですが、7月20日の火曜日ということでお願いしたいと思います。一応都庁になってございますが、今回のようにこれだけお集まりになると、やはり委員会室ではちょっと厳しいものがあるかなと思いますので、一応この会議室も借りてございますので、もし、ご不安のない方が出席されるようであれば、またこちらで開きたいと思います。 現在、予定している議案としましては、「伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の許可に関する知事諮問」でございます。これまで毎年9月に行っていた知事許可漁業の更新の関係ですが、漁業法の改正に伴いまして若干スケジュール的に早まってございます。 それと、例年どおり「底立てはえ縄漁業の許可」の関係でございます。 それから3番目としましては、「全漁調連の要望事項等について」となっております。 それで、最後の今後の予定でございます。例年どおりでございますと、東京都の海区の委員会の後に、千葉・東京連合海区ということで、先日千葉海区から連絡がありまして、同じ日の委員会の後に、こちらでやるのであれば、その後に来られると。こちらとしてはわざわざいろいろ東京に来られなくてもこちらと県庁なりとウェブでつないでもいいですよというお声かけはしてございます。その辺

会長	<p>はまた千葉海区とお話ししながら決めたいと思っております。日程としては7月20日に千葉・東京連合海区を合わせて行いますので、代表委員会の方は若干長めの委員会になりますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、これまで連続で開催しておりました1都3県の連合海区、これにつきましては、8月5日ということで離れてしまいました。これにつきましては、今年度の神奈川海区ですが、既にウェブでやる方向に進んでございます。代表委員としましては、有元会長、関委員、浜川委員でございますので、これについてはウェブということでご参加されても特に問題ないのかと考えてございます。</p> <p>それから、9月は今のところ未定ではございますが、先ほど水産課からあった小笠原の漁業権の関係が予定されておりますので、また日程が決まり次第ご報告させていただきたいと思ひます。一応、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。これをもちまして、139回を終了したと思ひます、次回は7月20日の予定になります。都庁でやるかここでやるか、オンラインでやるか、対面でやるか、また事務局から連絡がいくと思ひますけれども、ご無理なさらずにどのような形でも集まれるという体制でいてくれればありがたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。</p>
----	--

(午後4時16分、会長、第139回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)